

第26回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年5月14日

大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置を実施すべき区域に北海道、岡山県及び広島県を追加すること、また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、石川県及び熊本県を追加することが決定されました。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては、引き続き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等が求められ、感染防止等の徹底に取り組むこととされています。
そのため、私からは、5月7日付けで指示した各種の取組について、当面、その実施を継続し、感染拡大の防止に万全を期すことを改めて指示いたします。
- 具体的には、
 - ・ 緊急事態措置区域等における外出・移動の自粛の観点から、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけや、主要空港におけるサーモグラフィーによる検温の徹底、緊急事態措置区域等を対象エリアに含む高速道路周遊パスの新規申込の受付停止、高速道路料金の休日割引の3割引を適用しないこと等の取組を継続実施すること
 - ・ 政府として経済団体に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら公表し、取組を促進するよう要請するとされたことを踏まえ、国土交通省としてもテレワークの活用等により出勤職員の7割削減を自ら徹底するとともに、所管事業者に対し、改めて、テレワークの活用等について協力を強く要請すること
 - ・ 各業界の事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前広に把握の上、資金繰りに関する支援等についての相談窓口において、引き続き必要な対応を行うなど、先手先手で万全の対応を行うこと

- ・ 昨年来、政府として種々の支援策を講じて、現在の措置に至っているが、中でも雇用調整助成金については、今般、6月までこれまでと同水準の支援を行うとされたことを踏まえ、所管事業者にも周知徹底し、その積極的活用を促すこと

- ・ 地域観光事業支援事業について、引き続き、観光関連事業者は極めて深刻な影響を受けることが予想されるため、新たに講じた「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」について、早急に都道府県や事業者にも周知し、着実な実施を促すこと

などを指示いたします。

- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、感染予防対策や体調管理を徹底して下さい。
- 国民の生命と暮らしを守るためには、速やかに感染収束を図らなければいけないと考えております。省としてそのような思いを1つにしてしっかり対応していきたいと思っております。
- 私からは以上です。